

広島県告示第七百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十二条第一項の規定によって、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十五年九月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社賀茂総合サービス	東広島市西条大坪町五番一三三号	介護ステーション賀茂総合サービス	東広島市西条大坪町五番一三三号	介護予防訪問介護	平成二五年九月一日
幸の里株式会社	山口県岩国市小瀬二二三九番地	訪問介護事業所ほほえみ	廿日市市前空二丁目一番七号	介護予防訪問介護	平成二五年九月一日
株式会社フアイネス	広島市佐伯区観音台四丁目三二番二〇号	フアイネス四季が丘	廿日市市四季が丘五丁目一三番地四	介護予防通所介護	平成二五年九月一日
合同会社風樹	廿日市市上平良一〇番地九一〇二号	リハビリテーションデイサービス風樹II	廿日市市地御前一丁目九番二三号	介護予防通所介護	平成二五年九月一日
株式会社ほか	世羅郡世羅町大字小世良三七九番地一	株式会社ほか訪問介護事業所	世羅郡世羅町大字小世良三七九番地一	介護予防訪問介護	平成二五年九月一日